

# 高知母性衛生学会会則

## 第1章 総則

第1条 本会は、高知母性衛生学会と称する。

第2条 本会は、事務局を高知大学医学部産科婦人科学教室におく。

## 第2章 目的

第3条 本会は、すべての女性の健康ならびに母性衛生に関する研究、知識の普及、関係事業の発展を図り、以て女性の衛生増進に寄与するとともに、関係機関の有機的連携を図ることを目的とする。

第4条 本会は、会員相互の親睦をはかり、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 女性の衛生に関する調査・研究
- (2) 母性保健事業に対する学術的、技術的援助
- (3) 学術講演会、研究発表などの開催
- (4) 関係機関との連携強化
- (5) その他本会の目的を達成するため必要と認める事業

## 第3章 会員

第5条 本会は、正会員と団体会員及び賛助会員を以て組織する。

- (1) 正会員は本会の主旨に賛同し、所定の手続きを経て入会する者をいう。  
正会員は「日本母性衛生学会」にも入会することを原則とする。
- (2) 団体会員は所定の手続きを経て団体として加入する場合をいう。
- (3) 賛助会員は本会の事業を賛助する者をいう。

第6条 本会の会員は次の会費を納付しなければならない。

- |          |   |          |
|----------|---|----------|
| (1) 正会員  | 年 | 1,000 円  |
| (2) 団体会員 | 年 | 5,000 円  |
| (3) 賛助会員 | 年 | 10,000 円 |

既納された会費は返納されない。

第7条 本会对し、特に功績のあった者は理事会の議を経て、名誉会員とすることができる。

2.名誉会員は、会費を免除し、終身会員となる。

第8条 正会員は次の権利を有する。

- (1) 本会の総会に出席し、議決権を行使できる。
- (2) 本会の主催する学術集会に参加し研究発表ができる。
- (3) 本会の正会員として「日本母性衛生学会」に入会すれば、機関誌「母性衛生」に学術論文の投稿ができ、「母性衛生」の無料頒布を受けることができる。

## 第4章 役員

第9条 本会に、次の役員をおき総会において選出する。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 幹 事 若干名(うち幹事長 1名)

第10条 会長は、本会を代表し会務を総理し、並びに日本母性衛生学会の代議員を兼ねる。  
2.副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。  
3.理事は会務を執行する。  
4.幹事は理事を補佐し、庶務会計をつかさどる。

第11条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。  
2.補欠役員任期は前任者の残任期間とする。  
3.所属団体に伴う役員については、任期に関係なく異動とともに後任者が引き継ぐものとする。

第12条 本会に、顧問をおくことができる。  
2.顧問は理事会の推薦により会長が委嘱する。  
3.顧問は会長の諮問に応じて意見を述べ本会の事業を援助する。

#### 第5章 総会及び理事会

第13条 総会は、会長の招集により毎年1回開催する。

第14条 総会で議決すべき事項は、この会則で別に定めのあるものを除くほか次のとおりとする。

- (1) 事業報告及び事業計画
- (2) 予算及び決算
- (3) 会則の変更
- (4) その他理事会で必要と認めた事項

第15条 理事会は、必要に応じ会長が招集する。ただし軽易な事項については会長が専決し理事会に報告することにより処理することができる。

2. 理事会内に必要に応じて委員会を設けることができる。

第16条 会議は会長が議長となる。

第17条 会議の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

#### 第6章 会計及び庶務

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

第19条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

付 則 1.この会則は昭和45年2月19日から施行する。  
2.正会員は、本会の主催する学術集会で研究発表ができるとともに、日本母性衛生学会の論文投稿規定に準じている場合、日本母性衛生学会に投稿でき

る。

3.日本母性衛生学会の普通会员に入会している場合、本会の発行する機関誌の頒布をうけることができる。

昭和 63 年 2 月 18 日 一部改正  
平成 5 年 1 月 13 日 一部改正  
平成 7 年 1 月 20 日 一部改正  
平成 16 年 2 月 4 日 一部改正  
平成 19 年 2 月 3 日 一部改正  
平成 24 年 11 月 3 日 一部改正  
平成 26 年 12 月 14 日 一部改正